

令和7年 第3回沼田町議会定例会 会議録

令和 7年 9月 18日 (木)
午前 10時 00分 開 会

1. 出席議員

議長	10番 小峯 聰	議員	1番 畑 地 誉	議員
	2番 篠原 晓	議員	3番 鵜野 範	之 議員
	4番 久保 元宏	議員	5番 三浦 実希	議員
	6番 伊藤 淳	議員	7番 長野 時敏	議員
	8番 大沼 恒雄	議員	9番 上野 敏夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	横山 茂君	教育長	三浦 剛君
監査委員	高田 紱君	農業委員会長	中村 宗寛君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史君	総務財政課長	小玉 好紀君
産業創出課長	岡田 敏行君	農業推進課長	前田 昌清君
住民生活課長	亀谷 良宏君	建設課長	瀧本 周三君
保健福祉課長	荒川 幸太君	和風園園長	山下 広大君
旭寿園園長（なごみ施設長）	安念 昌典君		

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤井 圭二君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神藪 太君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 按田 義輝君 書記 高橋 愁人君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認定第1号	令和6年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和6年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和6年度沼田町下水道事業会計歳入歳出決算認定について 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問①
	一般質問②

(開会宣言)

○議長（小峯聰議長）只今から令和7年第3回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聰議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、久保議員、5番、三浦議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聰議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。鵜野委員長。

(議会運営委員会報告 鵜野委員長登壇)

○委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和7年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る9月12日午後2時から及び9月17日午前10時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告9件、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告、決算認定3件、条例改正3件、規約変更3件、委託請負契約1件、令和7年度会計補正予算2件、人事案件2件、であります。また、一般質問は、6人から8件の通告があり、うち、町長に対して6件、教育長に対して2件であります。このほか、閉会中に議長に提出されました陳情1件を上程するものとして、意見の一致を見たところであります。以上の付議案件全般について審議しました結果、本定例会の会期は、本日18日から19日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聰議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から19日までの2日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの2日間に決定しました。

（諸般報告）

○議長（小峯聰議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書、更に健全化判断比率報告書と資金不足比率報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

（令和6年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定）

○議長（小峯聰議長）日程第4、認定第1号、令和6年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は、決算特別委員会で審査することにいたしたいので、簡潔に提案の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）認定第1号、令和6年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。以上です。

○議長（小峯聰議長）次に、監査委員からの決算審査報告を求めます。高田代表監査委員。

（高田代表監査委員登壇）

○代表監査委員（高田代表監査委員）令和6年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、令和6年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（小峯聰議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く、議員8名による決算特別委員会を設置し、これを付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査にすることにいたしたいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

（令和6年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定）

○議長（小峯聰議長）日程第5、認定第2号、令和6年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は決算特別委員会で審査することにいたしたいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）認定第2号、令和6年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。以上でございます。

○議長（小峯聰議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。高田代表監査委員。

(高田勲代表監査委員 登壇)

○代表監査委員（高田勲代表監査委員）令和6年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、令和6年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（小峯聰議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く議員8名による決算特別委員会を設置し、その審査を付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査にいたしたいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

(令和6年度沼田町下水道事業会計歳入歳出決算認定)

○議長（小峯聰議長）日程第6、認定第3号、令和6年度沼田町下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は決算特別委員会で審査することにいたしたいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）認定第3号、令和6年度沼田町下水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度沼田町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和7年9月18日提出。町長名でございます。以上でございます。

○議長（小峯聰議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。高田代表監査委員。

(高田勲代表監査委員 登壇)

○代表監査委員（高田勲代表監査委員）令和6年度沼田町下水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、令和6年度沼田町下水道事業

会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（小峯聰議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く議員8名による決算特別委員会を設置し、その審査を付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査にいたしたいと思います。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）御異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（小峯聰議長）日程第7、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。初めに町長。

（横山茂町長 登壇）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第3回定例会を招集したところ、議員各位の出席を頂き開催できます事に心から御礼を申し上げます。それでは早速ではありますが一般行政報告を述べさせていただきます。

[以下、一般行政報告を要点朗読]

○議長（小峯聰議長）次に教育長。

（三浦剛教育長 登壇）

○教育長（三浦剛教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

（以下、教育行政報告を要点朗読）

○議長（小峯聰議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、暫時休憩と致します。再開は午後2時と致します。議員の皆さんには集まり次第全員協議会を開きますので、議員控室にお集まりください。

午前10時58分 休憩

午後 2時00分 再開

（一般質問）

○議長（小峯聰議長）再開いたします。日程第8、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号3番鶴野議員、企業誘致等推進事業の状況とサポートについて

て質問してください。

○3番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）3番、鵜野です。私のほうからは、企業誘致等の推進事業とサポートについて質問させていただきたいなというふうに思っております。沼田町では、持続可能なまちづくりを基本に第6次総合計画が立てられ、来年度、最終年度となります。これまでの取組の成果として、今回は企業誘致推進事業についてお伺いしたいなというふうに考えております。今年度の企業誘致推進事業については、500万円ほどの予算で取り組まれ、5,000社の企業誘致アンケートを中心に企業の訪問、管理費などで地道な活動を継続した取組をされています。成果はなかなかすぐ出るものでないですし、そういう意味ではコツコツやっていかなければならぬ事業なのかなというふうに私もそう考えております。ただ、ここ数年の取組についてどういう状況なのか。それからこの新しい時代、今までどおりの推進でいいのか。あと社会情勢、環境が変わった中、沼田の環境が変わっていく中でどういった企業がいいのかということをこの中で町長にお伺いしていただきたいなというふうに考えております。それでは、最近の成果状況としては、令和4年度には沼田町の食料貯蔵流通基地構想と沼田版シリコンバレー構想、それからサテライトオフィス設置促進、それから企業立地促進条例補助金、このときに企業立地条例も変更になりながら補助金などを含めた事業としてこの年は6,600万円の事業費だったかなというふうに思っています。これらのことが今日、今どのように進んでいるのかということをお聞きしたいなというふうに思っております。また、平成29年に企業立地が決まり、工業団地3区画が売買されました。当初は、東京オリンピック終了後、東京オリンピックが始まるので非常に資材が高騰しているということで、終わった後に建築をしていくんだ、着工していくんだという話を聞いていました。沼田工場では15から20名の雇用をすると聞いていましたが、8年が過ぎ、もうちょっとすると10年になるのかなというふうに思いますので、それらについてもどうなっているのか。さらに、令和3年には町の施設、旧柔剣道場を改築し新しい工場が開業しましたが、現在どのように開業して成果が上がっているのかお聞きしたいなというふうに思っております。もう一つは、新しい新たな時代の事業への取り組み方ということで、今の状況と今後どういうふうにしていかなければいけないかなというふうに考えているわけですけれども、今回の行政報告の中にも、ずっと最近5,000社へのアンケート調査をしながらその回答のあったところに訪問しているというようなことがずっと毎年こう続いているんですけども、最近の状況はどういうふうになっていて、それが本当に効率がいいのか、時代に合っているのかということをお聞きしたいなというふうに思っております。また、いろんな時代に合った取組もされていることも重々分かってお

りますので、それらも含めながら町長の考え方をお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）鵜野議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。まずは、最近の状況について御回答したいと思いますが、今質問にもありました、沼田町食料貯蔵流通基地構想とそれから沼田版シリコンバレー構想、この実現を含めて新たな企業誘致の戦略策定を令和4年度に実施をしました。この戦略をベースに本町の明確な誘致戦略の策定を行うとともに、民間企業のノウハウを生かした新たな誘致活動の手法を検討して令和5年度から、これまでの誘致活動に加えて、インターネットを活用したフォームマーケティングによる立地意向調査を実施するとともに、企業とのオンライン面談による新たな活動を開始したところであります。本町の様々な取組について複数の企業から共感を頂いて、現在までに視察、あるいは立地に向けた現地調査も頂いておるところで、この立地に向けた次の段階に進むことを我々も期待をしている、そんな状況であります。また、家賃やオフィス資材のレンタル料などを支援するサテライトオフィス設置促進事業を活用することで、令和5年の2月に東京に本社を置く企業1社が本町のほうにサテライトオフィスを設置いただいたところであります。それに加えて、既に立地されている企業2社が沼田町企業立地促進条例補助金を活用して新社屋と、それから沼田工場の新設をそれぞれ行い、新たな雇用の創出につながっているというふうに我々も認識をしているところであります。なお、柔剣道場を改築して沼田工場を新設した企業につきましては、主に製造を手がけている製品が本州で流通しているものと道内のものとの規格の違いから、現在、主製品とは違う形状の製品受注を受けているところでありますが、現時点ではまだ軌道に乗り切れていない。そのため、新たな受注企業の発掘につなげるため、道内の銀行に対して我々も情報提供・収集も図り、営業の支援も行っているところでありますが、取得した土地、工業団地への本工場の建設についてはもう少し時間を頂きたい旨の話を伺っているところであります。それから2点目の新たな事業への取り組み方に関してであります、まずはアンケート調査の実績であります。まず、近年の令和6年度での状況ですが、5,000社に対して回答を得た回答数は131件であります。そのうち訪問数が31、それからオンライン面談をした企業さんが13、それとツアーライブ、ツアーライブ企画に参画をしていただいた企業さんが5社ということで、現状としてはこのような状況となっております。今後とも持続可能な町としてあり続けるためには、地域経済や地元産業の活性化、それから働く場の確保は重要な要素の一つと考えておりますし、議員が言われるとおり、これまでの地道な活動の継続の成果が今日の複数社の立地につながっていることから、今後においても、企業が

地域に求めるニーズをアンケート調査をしっかりと把握しながら、立地しやすい環境整備を行うとともに、新たな手法を取り入れながら時代に即した方法で引き続き積極的な企業誘致活動を行ってまいりたいというふうに思っております。なお、アンケート結果を集計した結果から、企業が立地する際に重視する項目として最も多かったのが、10年前も、それから現在も、現地での従業員確保でありました。本町のサポートとしては、ハローワークと連携したぬまわーく無料職業紹介所による人材確保に加えて、本町は北海道労働局との雇用対策協定を締結をしておりまして、労働局の支援を受けつつ、町内のみならず圏域外も含めた情報提供の支援を受けながら、立地を検討中の企業へのサポートを今後も積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。（「工業団地の関係は説明。8年たったけど」の声あり）先ほどもちょっとお話ししたつもりではありましたけども、その企業さんから、現状として道内での受注量が本州との形状の違いなどからなかなか受注が増えない、そんな状況から、積極的に我々も銀行を介して情報収集を図りながら、いろんな情報、営業先を情報提供しながら今は営業を行っている状況であるということで、新工場、工業団地への本工場の建設についてはもう少しお時間を頂きたいというそんな状況で話を伺っているところであります。以上です。

○3番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）そうなんですよね。改めて町長が答弁していただいたように、成果はすごく上がっているんだろうなって私もそういうふうに思って、ずっとこの事業を見ているんですよ。ただ、何回も予算特別委員会、決算特別委員会、この数字を見ながらすんなりと入ってこないというか、進み方が効率は重視するわけじゃないんですけども、何となく入ってこない部分がどこにあるのかなというふうに考えたときに、企業のニーズもそうなんですけれども、これからは沼田町民の企業に向けてのニーズも必要なのかなというふうに思っているんですよ。今まで継続した中の企業とのつながりはこれからもずっと大事にしていかなければと思うし、そのことで企業誘致が成功するのであれば、それはそれなりに成果が上がっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、例えば現在の沼田町の人口が2,700人余りで高齢者率が50%を切るぐらいの状況です。こうした中で今と同じような事業を推進していくって本当にさっき町長が言うように、そこで働いてくれる人がどういうふうに確保していくのか、どういうふうにそういう企業にサポートしていくのかっていうことが、やっていることと現場の地域の実情とがなかなか合っていないんじゃないかなというふうに考えるんですよね。この人口減少は沼田町の地域施策、それから産業構造、福祉体制に大きな影響を与えると考えます。特に高齢者率の上昇、例えば2040年には約61%、それから労働人口の縮小によ

る産業維持が困難になってくるというふうにも予測されますし、地域サービスの再編、これについても沼田町自体が、医療としてはクリニックはあるけれども病院がない。それから交通手段としてもＪＲがなくなってきた。それから教育という意味においては高校がないという部分で、非常に企業が来て、そしてそこで仕事をするという環境下でない町になってしまったんじゃないかなと思うんですね。だから企業誘致をしたらストップするかということにはならないんですけども、そうなるとどういった企業が沼田の中に入ってきてそういうことをしていくのか。要は企業誘致は単なる人口維持的な部分だけじゃなくて、機能的な地域の構成まで変えてしまうのかなというふうに考えたときに、町長はこれからこの企業誘致が、ただ単に企業誘致するために補助金だとか土地の提供だとかというのはどこもやっているし、それだけでは不十分だと思いますし、施策と地域との実態を結びつける観点という意味で、これからの企業誘致って変わっていくのかなというふうに思いますけれども、本当の町民が今2,700人、10年後には2,300人になったときの企業誘致の在り方としてこのままでいいのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）非常に難しい質問ですね。この今までいいのかというその視点が、私にはちょっと分かりかねるというかね。言われるように、将来推計を見据えていたときに、じゃあ何もしなくていいのかという話に私はなると思います。ですのでマイナス面ばかり並べて将来ビジョンなんてあり得ない話であるので、私はそういうものを打ち勝つために一歩前に進めていくことが絶対に必要だというふうに思います。その中でやはり重要なのは、働く場所を確保していくこと。それも若い人が働いてみたいと思えるようなそんな環境をつくることが絶対必要だろうというふうに私は思います。ですので、先ほどから質問の中にもありました、沼田版シリコンバレー構想って、具体的にじゃあどうするのっていう話もあるかもしれません、これは立地いただいた企業の社長さんとも今いろいろと検討を続けているところであります。御存じのとおり、その企業さんと町と旭川高専が協定を締結させてもらって、でき得ればこの町の中にローカル5Gのエリア設定を図り、そこでいろんな電波や通信を活用した実験や調査を行えるような地としていこうというふうなことで今考えているところであります。北海道内で言えば、ラピダスが札幌から苫小牧にかけてのエリアで非常に活気を帶びている。それ以上の活気をつくり出すためには、私はこの構想が絶対に北海道にとっても大きな大きな成果を生み出すことができるというふうに思っています。社長からも、これがもし実現をできるならば海外からも実験いただける企業さんが来てくれる。そうなれば必ずこの地は世界中に発信ができる、そのぐらいの土地になるであろうという、そんな思いも伺っておりますので、我々も

知恵を出し合いながらその環境をつくり出し、そして先ほどのマイナス面じゃないけれども、何としてでもその人口を維持できるその環境をつくり出すために、新しいものにもまた挑戦をしていきたいというふうに思っています。いずれにしても、今までの企業誘致のやり方だけでいいかというと、そうではないと思います。いろんなことを、あるいはいろんな時代に合ったその環境をつくりながら、いろんなことに挑戦をしつつ、小さな町であっても大きな挑戦を目指して、目標に目指して取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○3番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）今まで関わった企業、これから進めようとしている部分については中断するなという話ではないんですよね。これから改めてそういう結びつきを持つためには、スタンスをもう少し変えていかなきやいけないんじゃないかなというふうに考えているということですまず言いたいんですけども、例えば最近でいうと、これ企業誘致という意味があるのか、人口増を願ったことなのかという意味では、例えばクラフトビールの工場を建てて、これも簡単に言うと企業誘致なのかなというふうにも思いますし、例えば自然学校でそこで働いてくれる人が2人、3人いて、それも形の変わった企業ではないけれども企業誘致という意味の手法だと思いますし、去年からやっているトマト羊についてでも、小規模かもしれないけれどもそういった部分でやっているということは十分、町長がやっていることを否定するわけでもないですし、やっていることについてはすごく成果が上がっているんだろうなというふうに思っております。ただ、人口がどんどん減っていく中で、外に目を向けるのではなくて、内にも沼田町内にもいろんな起業者がいて、そういった起業者が何年か前、起業しませんかという事業があったんですけども、やっぱりそういった中でも沼田の中にでも起業がしっかりやれる社長がたくさんいます。そういう中で新しい事業をつくってもらう、新しい会社を推進してもらうという意味で、そういう部分を見るのもまた新しい企業を外から呼んでくるという意味とは違った格好なのかなというふうに思います。特に沼田町は米農業の町ですし、15、6年前にアメリカに行って視察したときに、その一會社の経営面積は1,500ヘクタールだったんですよね。そこに働いている従業員は85名。それからそれに関連する会社、人数というのが40名、50名ということで、1,000ヘクタールの中でそういった部分で戸数が100戸以上そうやって増やしていく。例えば沼田町の産業を使うことによってでもそういうふうに、どんどん人口の維持という意味では保てると思いますし、例えば工業にしてでも何にしてでも、ちょっとした部分の工夫によってまだまだ新しいものを生み出す力というのは沼田町にあるのではないかなどというふうに思っております。そういうことも含めながら今後のこういった誘致活

動をしてもらいたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）今まででもそのようなお話というか、そういう思いは伝えていたつもりだったんですけどね。言われるように、地域で強みのあるものをいかに伸ばすか。やはり我が町は農業が主産業でありますので、農産物、農業を核にしながら新たな産業をつくっていくというそういう手法も、当然私も同感でありますし、そのことに関してもいろいろと動いているつもりではあります、実際にはまだ実現できていないというそんな状況ではありますけれどね。言われるように、新たな視点によって新たな雇用を生み出す、そういう基盤づくりというのはできると思うので、そのことも踏まえて、とにかく何事も実現できる、その形に向けて努力をしてみたいというふうに思います。以上です。

○3番（鶴野範之議員）以上です。

○議長（小峯聰議長）続いて、議席番号7番、長野議員。透析患者交通費助成と乗り合い介護タクシーの実現をについて質問してください。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。透析患者交通費助成と乗り合い介護タクシーの実現をということで御質問いたします。御存じのように、全国には公共交通及び自分の運転では通院できず、タクシーなどで通院されている方がいます。沼田町も例外ではありません。現在の助成制度では、人工透析で町外へ通院されている方に年間7万円の交通費が助成されています。この金額は他町より手厚い助成ではありますが、何分、町内にある設備ではないところに行くとなると、それなりの距離がありますのでお金もかかります。人工透析の場合は週3回、月12回、年間140回を超えます。これをまとめてタクシーなどで使った場合はとんでもない金額になりますし、送迎サービスの会社を利用したとしても、ざっと計算して110万円を超える大きな負担になっています。町の交通費の7万円というのはありがたいのですが、これはちょっと桁が違う金額ではないかなというふうに思います。調べてみると、全国的にも透析患者で交通費を大きく支給しているところというのではないとは言えませんけども、それほどではないようです。ただ、北海道のようにそれほど病院までの距離がないところでは、タクシーを使ってもそんなにかかるのではないでしょうか。そのため大きな設備のある病院のある旭川や札幌などの転出も考えざるを得ないという声も聞かれます。この理由で沼田を去っていくというのは、あまりにも残念だと思います。今こそ沼田町ならではのシニアの住みみたい町にふさわしいロールモデル

たる救済措置を考えるときではないでしょうか。町長のお考えを聞きたいと思います。そこで、人工透析患者の交通費のさらなる助成を。本町に在住し、じん肺機能障害等により身体障害者手帳の交付を受け、定期的に人工透析を受けている方の交通費のさらなる助成を。2つ目ですが、後期高齢者などが利用しやすい乗り合い介護タクシーへの助成を。これは、後期高齢者というのはどこで線を引くかということになったとき、後期高齢者というのが線引きということでいろいろな方から理解されやすいのではないかと思います。75歳以上などの通院乗り合いタクシーの実現により、これは透析患者とはまた別の話です。利用者の交通費の負担減につながります。そして運転手の担い手確保も期待できる乗り合い介護タクシーへの助成を検討してはどうでしょうか。その一つとして、介護タクシー運転手に必要な2種免許取得の助成を。2つ目は、介護タクシー車両購入の助成を。最初に申し上げましたように、公共交通が心配で乗れない、タクシーではなかなかお金がかかる。本当に困っている人がいますので、公共交通どうして乗れないかというと、病気の関係もありますし、高齢者になるとやはり排せつの関係で心配だと。私の母もそうでしたけれども、トイレに行かなきゃいけない。小の場合はおむつをすればという考え方もありますけども、どうしても緩くなって大便のほうを車両の中では心配だというのが、私の身近にいるお年寄りの現状であります。そういうことも考えたとき、本当に困っている人たちのことを考える優しい町であっていただきたいと思います。町長のお考えを聞きたいです。よろしくお願ひします。

○町長（横山茂町長） はい。議長。

○議長（小峯聰議長） はい。町長。

○町長（横山茂町長） 長野議員の御質問にお答えをしたいと思います。質問にもありました、本町での人工透析患者への交通費の助成制度については、ハイヤー等を使用できる交通費助成金、年間7万円ということで対象者の方に交付をさせていただいております。現在、人工透析患者の通院に際して、交通手段として、多くの方が自家用車を使用しています。今うちで押さえている方は、9名なんんですけど、9名のうち大半の方が自家用車で通われているというふうに確認は取れております。そのような状況でありますので、今後は利用する皆様の状態も含めて、交通手段に応じた制度内容の検討は行っていきたいなというふうに考えています。一方、福祉送迎車両を利用されている方の費用負担の大きさについては認識をしております。交通費の助成に関しては、現状この透析患者へのハイヤー助成金以外にも、身体状況あるいは介護状況に応じて交通費の一部助成をしているところであります。今後は一般的の交通手段の利用が難しいという方、あるいは経済的に負担が厳しい方、いわゆる低所得者などに配慮できるように、乗り合い介護タクシーの可能性も含めて、町民の皆様にとって安心して生活できる体制づくりを総合的に検討してまいりたいというふうに思

います。それから2点目の質問ですが、これは単純に介護タクシーに係る各種支援制度を設けるというその前に、乗り合い介護タクシーが実際に本町にとってどのような形で必要なのか、あるいは検討を重ねる必要があるのかなど。事業者の実施できる、できないという、そういう確認も必要になるかと思いますけどもね。現在、沼田町社会福祉協議会のほうでは、地域住民が地域に暮らし生きがいを共につくり高め合うことができる地域共生社会を実現するために、第1期沼田町地域福祉実践計画というものを策定をし、事業計画の一つに福祉有償運送事業を計画しているというふうに聞いています。早ければ今年度、福祉有償運送テスト運行事業を計画しているようありますので、そのテスト運行の結果を踏まえて、今後は社会福祉協議会や民間事業者とも協議を重ねて高齢者の不安を解消できるような制度設計を併せて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）1番目の福祉車両、一般交通手段など使えない方のことを町長触れられましたし、現在の7万円という金額がどうなのかということはちょっと触れられなかつたのかと思うんですけども、自家用車で送迎されている方が結構いらっしゃるということになりますね。そのときに自家用車で送迎される1回の治療で4時間ほどかかる。そのときにその家族の負担というものもありますので、家族の方の仕事も制限されている状況もあるようです。そう考えたときに、1年間で7万円という金額はやはり桁が違うのではないかというふうに私は思います。実際タクシーを使っている方もいますけども、かなりの方が自家用車で行かれている。そのときにその家族の方が仕事に就ける時間を割いて、あるいは仕事に就けないという現状もございますので、そのとき、今後病状がよくなるんではなくて、現状維持の人工透析の治療で本当に体に1回行ったらがたとダメージがくるような状況が毎回毎回、週3回続いていくと。そういう方があと何十年も御存命ということでもないというふうに考えたとき、ちょっと不謹慎なことを言ったようですが、今の年金だとかいろんなお金を交通費じゃないところに使うことがその高齢者の方の幸せに一步も二歩もつながるんではないかと思いますので、この現在7万円というところを本当に大きく見直していただけるのかどうかというのが、2回目の質問になります。それから介護タクシーの支援制度ということで第1期実践計画、ちょっと私も聞き取れませんでしたけれども、早ければ今年度テスト運行したい。これはもう大変いいことだなというふうに感じました。ただ、何をするにも人手不足というのがあちこちで言われていますので、その車両を運転するために2種免許取得の助成だとか、それからその車両も町で購入するんであれば問題ないですけども、いろんな数がたくさんあった場合はこういう制度の助成もあったらいいんじゃないかということでここに

書きました。この第1期実践計画の本年度のテスト運行の部分の人材確保、これはどうなんでしょう。これが2つ目の質問になります。あと資料として、厚真町における週6回リフトつきワゴン車両で自宅から町外の病院までの送迎サービス。利用料金は無料。それから岡山県総社市では、これは「雪舟くん」という岡山で雪舟という水墨画の大家の名前をつけていますね。これは無料の登録をした利用者をドア・ツー・ドアで1人1乗車300円ということで、こういう先進地もございますし、これも人手不足だと車両をどのようにしているかというところを先進地を参考にしながら、今回のテスト運行が成功して実現に向かっていけばいいと思います。ちょっと最後は私の要望みたいになってしまいましたけども、町長のお考えをお願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）1点目のいわゆる7万円の金額を増額するのかというそんな話ですが、この点については先ほどからお話ししているように、それぞれの該当する方々のその状況を見て、いわゆる福祉送迎車両を使わなければ、介護つき送迎車両を使わなければいけない方であれば、当然それ相応のお金がかかっていくわけでありますし、自家用車で今後も継続して通院ができるんであれば、それはまたその人とは違う費用負担であろう。そんな状況も踏まえて、その身体状況等を加味しながら制度設計は考えていきたいというふうに思います。それから、2点目のテスト運行を見てということで、人材確保の制度設計も考えてはどうかというそんな話でありますけども、いずれにしてもこのテスト運行を実際に見た上で今後の対策については判断はしていきたいというふうに思います。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）テスト運行の部分については、これから進めていかれるということなので、私も期待していきたいと思います。それで1番のほうに戻りますけども、その現状を鑑み、この透析、いろいろな障害のある方いらっしゃると思うんですけども、透析患者のこの通院回数、それから体への負担というのはやっぱりちょっと特別ではないかと思うんですね。透析だけ特別ではないですよというお考えもあるかと思いますけども、私は特別に考えてもいいんではないかと思うんです。この部分について、上げるのかどうなのか、これ最後に町長のお考えを聞きたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）私は上げないとは言っていません。ただし、金額については今

後の状況を踏まえて検討した上で対応したいと思っていますが、総体としては、とにかく困っている方には支援をしていく、その対策は考えていかなければいけないというふうに思っています。以上です。

○7番（長野時敏議員）終わります。

○議長（小峯聰議長）続いて、議席番号9番、上野議員。秋のふれあい産業まつりを沼田町農業・産業大感謝祭へについて質問してください。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野です。秋のふれあい産業まつり、それを沼田町農業・産業大感謝祭、今年だからできると思って、この題名をしました。沼田町では毎年、今年は10月の4日ということで予定入っておりますけど、本通り3丁目、西尾さんから小泉さんまでの道路を通行止めにして秋のふれあい産業まつり、これが沼田町商工会、沼田町中山間地域直接支払制度推進協議会、北海道加工用トマト拡大協議会、深川地区消防組合沼田支所、沼田町駅未来協議会、そして沼田町の共催、こんだけの団体さんでやるにぎわいまつり、こんだけの組織がまとまってやる秋のお祭りなんですけれどね。ちょっと言葉ははっきりと言えませんけども、本当にマンネリ化と言って言葉を使っていいのか分かんないですけど、町民が町の3丁目通りに来て、秋、お祭り、町民みんなが町に寄り添って集まるようなことを今年だからやれば町民も喜ぶと思いますので、そのことをまず聞きたいし、沼田町は本当にお米、今年本当に米価が高いようですけど、さらに今ソバはまだ収穫あまりされていませんけど、本当に実のなったおいしいソバが実っております。さらに小豆、大豆、さらに小麦等、農業生産額が大きく沼田町の主力となっております。さらに、トマトジュースはもともと結構歴史があるんですけど、町長のやりたいというか、やっているクラフトビール、これも駅前でできて、町民に試飲してもらったりして喜ばれるものができます。さらにワイン、これも何年も前から町民がワインを作って、ワインの試食だとワインをいろいろ考えております。さらに、沼田のお米を使った雪なごり。沼田町の飲み物から食べ物、本当にいろんなものが親しまれており、本当に沼田町は大きな土地の中で農産物が豊富に採れて、沼田町の基幹産業が発展していると思います。その中で、しかし一方では、何年も前からちょっと町民から言われている沼田町のお米、おいしい本当に雪中米ということで全国の評価を受けているんですけど、その米を、いつでもないって言わいたらそれまでなんですね、町民が100%沼田町のお米を買いたいときにあればいいけど、ありませんというときもあるそうなので、そのことについても、町長として、町民が沼田の1次産業で採れた特にお米をいつでも買えるような方策を考えていなか。さらに、昨年からテレビ・新聞等でも報

道されているように、米価が過去にこれ以上米価が高いときも私は経験しておりますけど、最近60キロ当たりの単価が、ニュースを見ても、相当消費者にとっても高い価格で推移しております。そのことによって沼田町の農家の所得も上昇傾向というか、恐らく今まで経験したことのないような収入が入るだらうと思います。それに伴い沼田町も、昨年もそうだと思いますけど、今年も恐らく去年よりも税収が増えると思います。そこで町民に沼田町で生産された雪中米や新そばの試食会や特別販売、できたら安く買えるようになればいいなと思っています。それはもちろん沼田町で採れた加工品も町なかで大特価で大収穫祭をやることによって、町民が町なかに集まってきて、本当に今年いい年だった、ぜひ町民に喜ばれるようなイベントにしたらいいと思います。さらに、町長がやっているクラフトビールも、みんな缶ビールからいろいろなことを飲んで、みんなで和気あいあいと楽しめる場所を提供する。そして沼田町の産業大収穫祭、私、この題に書いてあるように、名前を変えてでも、町民が町に出ていって楽しむ、喜ぼう、町民の気持ちが一つになるような行事にして実施してほしいと思います。その辺の町長の考えを、町民に向けた言葉で考え方をお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）上野議員の質問にお答えをしたいと思いますが、このイベントはマンネリ化していますか。（「していないならしていないでいいですよ。いや、いいんですよ」の声あり）私は今まで別々にこのイベントが開催されていて、それをより効果を高めるためにはやはり一つに集中して対応することによって、なおかつ上質な農産物を出荷できる町でありますので、この1時間圏内の旭川圏域から人を絶対呼べるというそういう思いで、これは皆さんいろんな方々に御了解を頂いてスタートして、参加されている方も状況を分かってくれているのではないかと思うんだけど、すごい人が来てくれていると思います。昨年で言えば、実際の数字で2,790人ほど来てくれているという話だったですね。（「1年」の声あり）いやいや、このイベントの日だけね。あの一日だけで。その状況を考えると、まだまだ工夫をするとたくさん的人が来てくれるんだろうなという、そんな思いをまず前段に申し上げまして、これはとにかくにぎわい創出と町外からの誘客を図るため、そして町の特産である米、あるいはトマトなどの農産物の出来秋を祝う収穫祭として打ち出そうということで令和4年度から事業を実施しています。内容に関しても、前年度の反省を踏まえて、各ブースの担当する団体から御意見を頂きながら、実施方法の改善、新たな提案を基にマンネリ化はしていないと私は思っていますので、その点は御理解を頂きたいと思いますし、もし違っていれば修正をしていただければと思います。一昨年からは駅前の沼ルシェの同時開催もあって、昨年は旭川の明成高校の吹奏楽部、これ

がまたすごい人を呼び寄せたというふうに思っていますけども、多くの方々が来ていただいていることを御理解を頂ければというふうに思います。今年度にあってはさらに挑戦をする意味で、小さな子供さんがいるファミリー層をターゲットとして新たな集客素材を組み込んで開催する見込みのようあります。また、イベント会場において、JA北いぶき青年部の皆さんの協力によって、数量は限定しておりますけども、新米、雪中米のすくい取り、あるいは雪中米やトマトを使ったメニュー提供の試食ブースのほか、トマト加工製品を当日限定の特別価格での販売なども行っています。さらに地元農家さんの産直グループによる野菜などの販売も行っていただいている、このような形で議員が言われるような催しについては現在も行っているつもりでありますので、本年も同様の形で秋のにぎわい産業まつりというものをブースの一つとして農業収穫祭の開催を予定していますが、トマトタウン構想にあるトマトフェスティバルというものも含め、来場者にとってより魅力ある、そんな形を今後も検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）町長はマンネリ化はしていないという、言葉はお互いの解釈の中でちょっとあれですけどね。私もその町なかの参加して、出店もさせていただいて、町民が来る5時半ぐらいになったら町の職員も帰り寄ってもらったり、いろんな商品が扱っている。私もその場所で結構見ていて、人の出入り、町長は今大きな声で千何百人とかっていうぐらいの大きな数字を出すんですけど、私現場でポン菓子をやっていて、何か予算があつてやっているようなイメージがあったので、ちょっとマンネリ化なので、せっかく大きな予算を各組織から頂いてやっているのであれば、もっと町民が集まる、今町長がいろんな回答の中で子供に対するファミリストとかつて言っていますけど、私のところにこの町なかにぎわい市への出店募集の内容を見ていると、コストコ屋台、野菜等販売、お買物抽せん会、子ども縁日、キッチンカー、これだけなんですね。これで町民が町なかに行って、特別なものを目的を持って来ようっていう気持ちになりますか。それと本当にこの間やった町のにぎわいのときの品物も売れ残っちゃって、そういう現象が起きているんですよね、町長。もっとアイデアなり、例えばワインもあり、お酒もあり、ビールもあり、どうしてそういうものを町と商工会と打合せした中でもっと町民のほうに還元してあげて、特に今年は、私がさっきから言うようにお米、このお米を沼田町の100%のお米、沼田町はファクトリーというところは沼田町の米だけでなくて、他町村からも入ってきてています。この100%の沼田町のお米を特価で買える。さらにそれを町民がお歳暮、お客様が来たらお土産を持たず、そこまでやることによって、町民は、沼田町の基幹産業、農業があって沼田町に住んでいてよかったですと思うと思うんですよ。町長、その辺の産

業大収穫祭ということで本当に町民のほうに向けた町長としての考え方あれば、お聞かせください。それともう一つ、このことについて、沼田農協支所というんかね、農協との連携と農協との協力、これがなくしては1次産業を守るという道はないと思います。その町長として、農協とのどのような協議というか、この産業まつりで話し合いしているか、具体的な農協との考え方をお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）まず1点目、多分上野議員さんが言われているのは、この産業まつりが、今週10月4日だから来週か、そのことじゃないですよね。（「たまたまそのときにやるんだろうと思って、別にやるんですか」の声あり）そのお手元の資料の出店申込みの話を聞く限り、それは夕市の話をしているんじゃないですか。（「10月4日」の声あり）いずれにしても何かすごく認識がちょっと違っているような気がします。令和4年から始めたこの産業まつりについては、とにかくいろんな工夫をしながら、いかにたくさんのお客様に来ていただく、その工夫をして各団体の皆様方にも協力を頂いて、昨年も大成功したお祭りでありますのでね。そのことに関しては、100%完璧だったかというと、それはないと思いますしね。いろんな工夫をしつつ、改善点もあると思いますし、さらに人を呼び込む柱となるもの、そういうものもさらに工夫はしていくべきかなというふうに思いますのでね。そのことを踏まえて、さらに飛躍できるその環境はつくっていきたいというふうに思います。あと、JAとの協力については、当然JAを介して青年部の皆さん方、あるいは女性部の皆さん方にも協力を頂いているつもりですし、今後も祭りばかりじゃなくて、いわゆる販路をひっくるめたその協力体制については、引き続きJAさんとも協議をしながら対策は講じていきたいというふうに思いますが。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）町長が今言っていただいた工夫をして、少しでも町民を集めるような気持ちが伝わりましたので、ぜひ10月4日、このときには来たことのない町民が来て喜んでもらいたい。それと農協という私言い出して、町長が今、青年部、婦人部という言葉を出されましたけど、農協という沼田支所というのかね、そこと協力して今年の米価が上がったことによって、農協から例えば、例えばだよ、障害者なり、子ども食堂なり、何かに今年の大豊作で農協さん、米を寄附していただけませんか。そのお米をいろんなところに使えるような、そういうこともできたら考えてほしいと思って言ったので、町なかには外れちゃったかもしんねえけどね。町長として農協との連携をもっと密にしていただきて、町なかのにぎわいを工夫していただきたいと思うんですけど、その辺、再確認みたいなもんなんんですけど、どうですか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）私のほうから J A さんにもそういう旨の話はしますけども、ぜひ上野議員、組合長さんに直接申入れしてもらったほうがいいんじゃないかなと思いますけど。いずれにしても、大豊作だから寄附してねってそういう話をすべきかどうかはちょっと分かりませんが、いろんな面でまちづくりに協力をしてほしいということは私のほうからも伝えていきたいと思います。

○9番（上野敏夫議員）よろしくお願ひします。終わります。

○議長（小峯聰議長）続いて、議席番号4番、久保議員、命を守るエアコンを公営住宅につける条件は何かについて質問してください。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）4番、久保です。私は、命を守るエアコンを公営住宅につける条件は何かということで質問をさせていただきます。今年は北見市、帯広市が天気予報で気温が40度が報道されて、気温が40度ということはアスファルト上は60度の温度になるということで、北海道も涼しいところではないということは、町長、町民、皆さん共通の認識だと思います。今年は特に沼田町の町民でも多くの方が、風邪かなと思って病院に行ったところ、熱中症だったよというような診断を受けたということもかなり聞いております。そこで公営住宅を中心にエアコンを町長がどのように町民に対してお考えなのか、そこを問いたいと思います。まず、1番の資料を見てください。沼田町は燃えるふるさとということで熱い町ですが、ここ数年、気象経過のグラフを見るとかなり暑くなっています。過去、ウェザーニュースの2025年4月に行った調査では、北海道民の冷房保有率59%というのは、全国平均の94.4%を大きく下回りますが、しかし、国立環境研究所の岡和孝気候変動影響観測研究室長（48歳）の方は、北海道でも冷房が暑さ対策の一丁目一番地になりつつあるとして、北海道とほかの地域を比べると、気温が同じでも熱中症で緊急搬送される人の割合は北海道のほうが大きかったと、ここが重要だと思います。この中でも、右側のグラフを見てください。Y o u T u b e で見ている方は沼田議会のホームページからU R L をクリックすれば資料がついていますので、それを見ていたければ分かると思うんですけど、全国の中でほとんど、エアコンというのは既に2010年から90%前後、既に90%を超えていますが、ついていないところはむしろつける必要がないというような理由でつけていないことであって、必要なところ、希望しているところはほとんど100%ついているということで、ただ、北海道では2010年では10%ほどだったのですが、ここ3年急に増えまして、今では60%になろ

うかとしているということです。この下の折れ線グラフが沼田町の真夏の日数なんですが、数字は左のパーセンテージと同じなんですが、過去ほぼ年に30度を超えるのは10日ぐらいだったのが、現在は30日を優に超えて、今年は32日を既に今日現在で超えていますということで、エアコンも必要だということでこの3年間、沼田町でもかなり増えました。この下に沼田町に住んでいるお年寄りのコメントをそのまま新聞から転記したんですが、「6月下旬より続く猛暑はいまだに殺人的に絶好調。奇跡的にうちの茶の間にも6月にエアコン装備に踏み切り、昼夜はむちゃくちゃ助かっています。高齢化世代突入の体にはエアコンは大事な案件ですね」ということで、やっぱり今までエアコンは必要なかった我々の世代もここ数年入れるようになったようです。町長の御自宅にも恐らく入っていると思いますし、若い世代の方はほとんど御自宅にエアコンついているようです。私の家も2年前につけて、家族の者によく喜ばれたということで、2年前につけたのが遅いんじゃないかといろんな方に言われましたが、まさにこの2年前、3年前からエアコンは必需品のようになつたんだなと改めて活用して感じているところです。例えばテレビの普及率というのは、1960年では44.7%でしたが、1965年には90%超えました。まさにこのエアコンが5年間、数年間のうちに半分以下から100%になる、その勢いがまさしくこの最中だと思います。参考までに留萌市など近隣の町では、民間のアパートが、冷暖房ではなくて冷房のみの安価なエアコンを設置して、家賃をだから3,000円の値上げをして、むしろ3,000円ぐらいだったらエアコンのある部屋のほうがよかったですと、住んでいる部屋にプラスアルファでエアコンをつけて家賃を上げることを受け入れている方も多いようです。そこで1つ目の質問をさせていただきます。沼田町の公営住宅にエアコン設置をする事業を行う場合、まずは熱中症での緊急搬送の危険が多い世代からの実証実験を行うのも効果的と考えますが、どのような事業の展開がよろしいと考えているか、まだまだ事業化の前なので、どのような方法が沼田町に親和性があるかというのを町長の考えをひとつ伺いたいと思います。2つ目です。2つ目はまた資料の2を見てください。エアコンで選ばれる沼田町づくりということで、これは下に調査先で北海道庁から沼田町の役場の方、町内の民間のアパートを管理されている方、ほぼ、恐らく全部だと思うんですけど、皆さんのお話をちょっと聞き歩きました。ここで見て分かるのは、公営住宅、教員住宅、移動体験住宅、ここにはエアコンの入っている部屋はゼロです。道営住宅も沼田町にありますて、室数が53戸あって、ここはエアコンがついていませんと。そして民間ということで、アパートエアコンあり、アパートエアコンなしということで、エアコンありが48戸、エアコンなしが45戸ですが、この45戸というのはおおむね20年以上前にできて、まだそれこそ真夏日が年間10日もない、数日しかないような時期でエアコンがそれほど切実性がなかったときの数字です。であれば、近年建ったア

パートはどうかというと、この黄色でマーキングしているアパートエアコンありの48戸です。ここがまさしく全ての部屋にエアコンがついています。注目していただきたいのは、エアコンのついていない部屋の空き室率が高いんですよね。沼田町の役場が管理されている公営住宅でいけば、19.9空き部屋があります。そして道営住宅に関しては58.4となっております。ここに書いてありますが、これは国土交通省のほうのデータなんですが、賃貸の損益分岐点というのは空き室率18.5%と言われているそうです。これは都道府県によって差があって、沖縄が一番空き室率が低いらしいんですが、平均で経営をしていく中で18.5%以下空き室が少なくて利用度が高いところのアパートの経営は問題がないが、18.5以上空き室があると不動産屋さんとしても厳しいし、アパート経営をされている方も厳しいと。そのために壁を直したり、台所を直したり、またエアコンをつけたりということなんですが、この58.4%も空き室があるというのは、これはかなり異常なことだと見受けられます。さらに、同じ民間のアパートでもエアコンがないところは、45戸のうち30戸空き室だそうで、となればこの66.6、管理されている方もかなり苦労してアパート経営をされているんじゃないかなと思っています。合計で沼田町は430戸ほどアパート関係があって、その中で113戸空き室があって、エアコン導入は48戸と、これはアパートのエアコンありのところのみのようなことです。となれば、空き室が26.2で、これは沼田町にはもう既に床面積だけで考えれば公営住宅が必要ないんじゃないかということもこの数字だけでは一つの根拠になると思います。むしろ、ではもし必要であるとすれば、エアコンありの公営住宅を設置する、そういう事業が今後求められてくるのではないかと。となれば、私もこれを調べて気づいたのは、エアコンはもう既に必需品ということで、エアコンがない住宅がアパート経営としてもうからない。エアコンがある公営住宅は、アパート経営としてもうかる。つまりもったいないということなんですね。せっかく沼田町、北海道が公営住宅を設置しても、町民・道民が使ってくれない。ただ単に管理費だけが垂れ流しになっていると。そういうことを考えれば、町民・道民の財産である公営住宅をよく利用してもらうためには、もったいなさをなくすためには、今一番手っ取り早い最策はエアコンであり、エアコンの経費は既に公営住宅の管理経費を上回るだけの魅力のある財産となって、稼働率も上がって、空き室率が下がって、もしかしたら町民も増えるんじゃないかということだと思います。一番下にまた吹き出しで書いてありますが、普及率11.1%は全道平均5.9%を大きく下回りますと。ここもなかなか大事なところで、やはりエアコンというのは必要だということがいろんな数字から分かると思います。下に今度、役場が管理されているエアコンを導入した施設、町長室からえがおまで含めて書いていますが、やはりこれも単にエアコンを導入することによって経費がかかるということじゃなくて、皆さんお仕事が能率が上がると。ということ

は、一生懸命スキルを持っている方のスキルを100%近く発揮するための環境づくり、もしこれでエアコンがないばかりにスキルが発揮できないのであれば、そこもまたもったいない。これは空き室率と全く同じ問題が労働対価にも含まれてくることだと思います。そこで、2番目のエアコンで選ばれる沼田町づくりから質問をしたいと思います。明らかにエアコンがある住宅が選ばれているので、役場の新しい職員を採用するときにも、エアコンの設置は効果的ですし、私の聞き取りによるところ、ここ数年入られた新しい役場の新人の方は、ほとんどエアコンの入っているところに住まれていて、特に30代以下の方はそうですし、何だったら全職員はエアコンつきのところに住んでいるような印象すら受けました。そこで2番目の質問です。高い空き室率による経営負担増より、エアコン導入による入居率の向上のほうが効果的な運営です。また、エアコンのある住宅に空き室がないためにエアコンのある町外へ人口流出を防ぐためにも、沼田町はエアコン普及率日本一を目指してはいかがでしょうかと。単に涼しいというだけじゃなくて、効果的な物件のハードの活用と労働力の活用も含めて、町長の答えを聞きたいと思います。3つ目、これも資料に沿って質問します。沼田町が命を守るためにできることということで、ではエアコンの設置の補助金や助成に積極的にやっているところはどうなのかと考えれば、調べたらあつという間にいろんなところが出てきまして、さっきテレビの例を出しましたけれど、1960年代にテレビを導入するときに国が補助金を出したという話は私も聞いたことないんですが、しかしテレビと違ってエアコンというのは命を守る、もしくは生活能力を上げるということから含めれば、全く違う文化設備だと思いますので、そこに対しての認識がやはりここ数年で変わってきて、ここでは札幌市、旭川市、帯広市、上ノ国町の3つの例を挙げております。それぞれの自治体で手法が違います。これは私より町長のほうが詳しいと思うんですが、札幌市であれば高齢者・要介護向けのエアコン設置補助、これは人口の分布が圧倒的に多いので、ある程度絞らなければ公平性を担保できないとか、分配の法則でそうなったのかと。補助金の条件、最大5万円。ほかにも世帯条件がありますと。申請方法も各ところでは違います。これを見ると、やはり誰にでも彼にでも10万円、20万円のエアコンをどんどんつけるという発想じやなくて、まずは熱中症対策の緊急搬送で最も多い地域が住宅だということから、最大5万円であったり、最大3万円であったり、工事費の2分の1、上限10万円であったりとか、こういったことをやっています。中には設置後に役場に申請してお金を頂けるという自治体もあります。これはいつ導入するかというよりも、既にほかの町がどんどんやっているので、どうせいつか導入するのであれば、ほかの町より先にやる。そのためには必要とされている町民の優先順位に言えばふるさと納税などをマッチングして、来年度から少しずつ拡大していくって、沼田町のきめ細やかな2,700人の人口に対して沼田町はこのサイズのエアコンの提供によって、ほかの

町に住まないで、学校の先生もエアコンのある住宅に沼田町に住んでもらうとか、いろんな方法に結びついていくと思います。そして、この下にクーリングスポットということで紹介させてもらっています。これは岩見沢市、空知振興局が最近中心となって管内でもかなり広まっていることなんですが、家にエアコンがない、もしくはエアコンのスイッチを切る回数が多いので、外出したときにどこかで休みたいと。たばこを吸う方が喫煙所に行くような感覚で、お年寄りの方が買物の途中で寄る場所。こういったところを例えば沼田町の役場にエアコンをつけることによって、真夏日には防災無線で「今日は真夏日ですので外出しないでください」ということも今年1回ありました。ただ、それも確かにいいんですが、真夏日には防災無線で「乗り合いタクシーなどを御利用になって、沼田町の役場のクーリングスポットでお休みください」と呼びかけるほうがもっと文化的ではないかと。駄目駄目って言うよりも、一步前に出て、そして買物も楽しんで、人との会話を楽しんで、独り暮らしのおじいちゃんも役場のクーリングスポットで知り合いのおばあちゃんと会うことによって、いやいや、あんたも元気だったねって、独り暮らしでどうなっているのかなと思ったということの生存確認がお互いにできると。これは本当に小さい町ならではのクーリングスポットとして効果的だと思います。そこで質問を2つさせてもらいます。1つ、問3、世帯条件や上限額などを設けつつも補助金で設置を促しますかと。これはプッシュ型というよりも、ある程度サイズに合った制度設計がよろしいと思うのが私の考えです。町長はどのようにお考えになるか、ここを教えてください。問4、町民の普及率が何%を超えると役場に導入するかと。例えば沼田の町民の中で3%や5%しかエアコンが普及していないのに役場だけがついているというのも、やはり職員の方も町長も心苦しいと思うんですが、ここまで、今現在60%だとすれば、70%、80%になつたらつけますよと。ただ、50%を超えたあとは時間を持つだけなので、先に、エアコンは便利だよと。クーリングスポットとしても効果的だよ。じゃあまず役場につけましょうかと。ここはまた町長の現在のお考え方で構いませんので、お答えください。以上4つ、お願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）久保議員の御質問にお答えをしたいと思います。近年の猛暑は、議員が言われるよう、健康と生活に深刻な影響を及ぼすものでありますし、特に高齢者や体調の優れない方については、熱中症のリスクが高まるというのは重々承知をしているところであります。公営住宅につきましては、住民の皆様に安定した住まいを提供するため、町民の皆様の税金と家賃で運営しているというのは、御存じのとおりであります。入居者個人でエアコンを設置されている方も中にはおられます、エアコンを設置することとなれば、機器の購入、それから設置工事費用など、町で当

然負担をした上で導入をしなければいけない。さらに、入居者の家賃の値上げなども考えていかなければいけないというふうに思います。現状、沼田町には300戸を超える公営住宅がありまして、全ての住戸にエアコンを設置すると、その費用も多額となります。さらには、10年程度でまた買換えを進めていかなければならないなど財源的にも非常に大きなものとなりますし、エアコン設置後の電気料金の負担も入居者の方に負担増となるのではないかと思います。それに公営住宅だけにエアコンを設置すると、民間住宅や持ち家にお住まいの町民の方の間に不公平感も生じるため、慎重な判断をしなければならないのかなというふうに考えており、町では現在、猛暑対策としてクーリングシェルター、これは指定避難所施設でありますけども、ゆめっくるを指定し、ホームページなどで利用を呼びかけておりますので、公営住宅入居者にこだわらず町民の皆様の安全のため御利用いただければというふうに思いますし、今後、気象庁が発する熱中症警戒アラートの状況や暑さ指数を判断し、極端な高温により人の健康に重大な支障が生じるおそれがある場合、町民に対して沼田町から熱中症特別警戒アラートなるものを発表した上で、議員が言われるような提案のあったようなクーリングシェルターの開放を行う仕組み、それと公共施設などに整備を進めていくことを検討していくべきかというふうに思っています。なお、本来は個別完結型、いわゆる個別の補助とか、個別に設置をすることを選択する手法もあると思いますが、エアコンを設置されている住宅でも熱中症になって重篤化している事例も見受けられるので、やはり先ほどの御質問にあったように、独り暮らしは発見が遅れるなどからそういう問題点もありますので、できれば年次計画の下、クーリングシェルターを指定する箇所、これを増やしながら、アラート発令時はお近くのシェルターで滞在できる環境を整えることが理想ではないかなというふうに私は思っています。高齢者から見ると、家賃も上がらず、電気使用料もアップしない。例えば町内会や家族の方からすると、不安解消にもつながる。見守り等も不安がない。あるいは行政にとっても、閉じこもりによる心身低下や、あるいは認知発症リスクの低減などにもつながっていくのかな。あるいは町の公共施設をはじめ、商店などにも協力を仰ぎながら、町全体で取り組むことによって地球温暖化対策にも貢献できるような、そんなメリットが生まれるんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○4番（久保元宏議員） はい。議長。

○議長（小峯聰議長） はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員） ありがとうございます。町長のお答えの中にも既に私の考えに沿って先回りしてお答えしていただいたこともあったので、かなり同じ問題意識を共有されているなと感じました。2つ目の質問として一つだけ、クーリングスポットをまずはゆめっくるを中心にして拡大していきたいと。この公共施設を拡大する

だけじゃなくて商店もそこに含めたらどうかと。まさしくそれがあるくらい、歩いて暮らせる沼田町の一つの夏の在り方ではないかと思って、町長のお話を聞いていました。それでは2つ目の質問は、もうちょっと公営住宅にこだわりたいんですけど、公営住宅へのエアコンの設置と費用を低所得者の入居が前提の公営住宅でありながら、そして特に高齢者が住んでいることも多くて、何なれば入ったときは2人だったんだけど、いつの間にかお一人になっている独居老人が多い公営住宅、その費用の負担を入っている方にしていただくことはどう考えますかという質問をさせていただきたいと思います。クーリングシェルターについては、次の質問でまた町長のお話を聞きたいと思うんですけど、今回タイトルに命を守るということを書いて、大げさかもしれないですが、今日、議会事務局のほうから住民の命を守る熱中症予防の最新事例ということで資料を頂きまして、勉強させてもらいました。ありがとうございます。これを持って、あと私、北海道の伊達市の前の議長とちょっと今回の件で議論をしたら、命を守るというのは実は大げさではなくて、伊達市は一昨年、小学校2年生の女の子が熱中症で亡くなっていますよね。これはもう教育委員会の方も詳しいので、教育長に質問したほうがいいんでしょうか。これをきっかけとして、昨年も今年も順次エアコン設置に伊達市は予算を使っています。亡くなつたから使うということでも、もちろん決していいことではないと思いますし、つまり人口推計を予測しながらまちづくりをするように、地球環境、その他、沼田町民の経済状況、家族環境を考えながら沼田サイズに合った環境を予算執行として実現していくというのが一つの町長の在り方じゃないかなと考えております。ある意味、沼田町はエアコンの後進地域ですので、根拠のある優先順位に基づいて計画的に設置していくということを考えるべきだと思います。札幌のように大都市圏であれば、先ほど申し上げたようにざっくり、お年寄りだよ、体の不自由な方だよ、身体障害者手帳を持っている方だよというくくり、ないしあると思うんですが、まずはクーリングスポットというのも確かにそうなんですが、公共施設を拡大する前に公共住宅、公営住宅でお一人で住んでいる方がどのような形の環境にあるか。それともう一つ、先ほど申し上げた、もったいないという発想ですよね。先ほど私の質問と町長の回答によって、おおむね沼田町がエアコンを必要とするエリアは4つあると思います。一つは公営住宅、公営住宅は空き家率を下げて経費が回復できる費用対効果が目指せると。2つ目は民間住宅、民間住宅は熱中症対策への促し。これは仮に自分で買ってもらうということでもよろしいんですが、どこかで促したほうがいいと。ほかにも対策があればいいんでしょうが、恐らく直近はまずは民間住宅でも積極的にお買い求めいただくということも必要かなと考えます。そこに補助金があるかどうかというのはまた次のレイヤーだと思います。3つ目は、町長もおっしゃってくれたクーリングスポット、これが中心商店街のにぎわいづくりの後押しとして商店の環境づくり、これはもう町長が既にお

っしゃってくれたことなので、これが3つ目の沼田町としてあるべき形。4つ目は役場、役場の皆さんとの仕事の効率化。町民の憩いの広場としての役場のクーリングスポット化。この4つのバランス、公営住宅、民間住宅、クーリングスポットとしての商店街、役場、この4つで公益的に沼田町はある程度エアコンの導入の仕方、手法はばらばらであっても結果的に住みやすい、ほかの町より沼田町に住んでみたいな。雪の対策も大事だけれど、夏の対策もしましょうよと。このときに単にエアコンが欲しいというんじやなくて、入居率向上のほうが効果的だと。つまりせっかく造った公営住宅に空きがあるのはもったいない。公共施設が閑散しているのはもったいない。役場が暑くて効率が悪くてもったいないと。つまりもったいないの解決策の一つがエアコンだということの発想で、このパッケージとして、沼田町の「真夏の観光は涼しい沼田町で」というところにどこかで結びついていくと思うんですね。これらを結びつけていけば、沼田町の魅力アップには間違ひなくなりますし、恐らく沼田町をこれから選んで都会からやってくる住みやすい田舎の町の沼田町にエアコンがついているのか、ついていないのかというのは大きな選択肢の一つ。だからこそエアコンがついている民間住宅は今空き室がなく、どんどん入っていっていると、そういうことだと思います。これは熱中症などの原因を自己責任とするのではなくて、政治の課題として行政が積極的に支援することが必要だと私は考えます。小さい町ならではのきらりと輝く一人一人のニーズにマッチングしたきめ細やかなエアコンの取付けは、沼田町だからできるんじゃないかなと思います。そこでまた今回のタームの質問ですが、公営住宅へのエアコンの設置と費用を低所得者の入居者前提の公営住宅、そして高齢者が多い公営住宅、その費用を御自身たちに負担させるという現状をどのように町長お考えなのか、そこをちょっと一度教えてください。

○町長（横山茂町長） はい。議長。

○議長（小峯聰議長） はい。町長。

○町長（横山茂町長） 低所得者の方にエアコンを設置させるのかという質問ですか。でいいのかな。（「それと高齢者、単身の。」の声あり） 高齢者の方に設置をさせるのかということ。それも、その家庭家庭によっての事情というか、所得の状況だとそういうものもありますから、一概には言えないのかもしれません、だけど、やはり厳しい環境である方には、何らかの対策は必要なんだろうなとは思います。ただ、いわゆる仮に設置をしたとしても、維持管理には費用はかかるはずです。ですので、私は町民から聞いたこともあるんですが、電気料もかかる、家賃も高くなるなら、それは望まないという方もおりますし、そのことは、やはりいろいろな考え方の中で対応していくべきかなというふうに思ったので、私は思ったので、今回、そのクーリングスポットというものをベースにしながら、いわゆるその避難所で暑さ対策ができるといいというのも、以前に質問が、たしかあったかと思います。そのことも踏ま

えて、久保議員が言われるような、その思いも受けつつも、やはり公共施設の年次計画の下、町民を外に、クーリングスポットに来ていただいて、お互に安否確認ができるような、そういう状況もしつつ、例えば。例えば図書館ではシネマ、例えばね。例えばDVDを見るようなことで、それに興味のある方はそちらに行ってもらうだとか、例えば安心センターでは、ティータイムを好む方は安心センターに行ってもらうだとか、いろんなことを想定しながら、いかに皆様方がお互いに安心できる環境をつくれる、そんなまちづくりができたら、私は逆に、日本中のほかの地域で進められない、そんな環境になるんじゃないかなというふうに私は思っておりますがいかがでしょうか。

○4番（久保元宏議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）さっきも申したんですけど、私はプッシュ型のエアコンを全戸、公平というか全部につけれという話をしているわけでもないですし、公営住宅全ての部屋にエアコンをつければということも言っていません。例えば、個人差はあると思うんですけど、80歳以上の高齢の方というのは、意外と暑さを感じない方が多くて、我が家もそうですし、私の知り合いもそうなんですが、60歳以下、中学生、小学生がエアコンをつけると、80歳以上のおじいちゃん、おばあちゃんが、寒いから消してくれとか、逆にストーブをつけたいんだと、朝方寒いんだと、それはもう、それこそ個人差ですから、ですからプッシュ型ではなくて、沼田町に合ったきめ細やかな補助金対策といいますか、環境づくりの投資を行政がどこまでできるかと。伊達市には申し訳ないんですけど、そこから漏れ落ちたのが、先ほど例に取った2年前の小学校2年生の女の子が熱中症で死んでしまったということでもあるのかなというようなことも、一つの教訓として学ばせていただければと思います。3つ目の質問なんですが、町長は、最終的にクーリングスポットが重要視させていただくということで、確かに、まだ予算が決まっているわけでもないですし、予算委員会でもないので、御提案もないうちに公営住宅の設備投資の議論をするというのもなかなか厳しいので、だったらクーリングスポットという、ある程度パブリックなところで議論を集中したほうがいいという町長のお話の持って行き方というのも理解できます。いずれにせよ、今回の一般質問で、私も町長も、もはや沼田町民はエアコンを必要必需品だということの認識の一一致が確認できました。ただ、そのエアコンの普及を町民に促す準備の遅れと、その具体的な手法の構築にはまだ課題があると思います。町長はさつきお答えの一番最後にクーリングスポットを置くことによって、沼田町は住みよい町だということがアピールできるということが、エアコンの普及に対する、一つの沼田町の在り方だとおっしゃっていましたけれど、もう既にそれは岩見沢市なり深川市もやっていますよね。いろんなところやっています。クーリング施設にはいろいろ

幾つかの例外があって、それは考え方や目的の違いがあると思うんですけど、空知振興局が岩見沢の町内会館、沼田で言えばコミュニティセンターのようなところに、よりよい使いやすい補助金、民間の施設にも上げますと。町長の言葉で言えば、商店にも上げるということです。コミュニティセンターに今までもついていた補助金をさらに使いやすくする岩見沢市、そして、一般の民間の喫茶店だけではなくて、美容室なり、お米屋さんなり、本屋さんなりにも使いやすく、いい補助金をする。これをクーリングスポットという発想で、これは総務課長の担当の一つになっていくかもしれませんし、深川市は福祉の発想でクーリングシェルターということで、これはもう、荒川幸太課長のほうの担当なのかもしれませんけれど、なるべく人を助ける、つまり命を守る。沼田町はもしかしたらクーリングショップというか、商工会とか改裝費を来店した人に促す。これは産業創出課長の担当かもしれません。いろんな課長が、それぞれエアコンを一つのツールとして、沼田町を魅力にするタイミングがこの3年間、急に暑くなってきた沼田町だと思います。先日9月12日に商工会の理事会があって、私も代監も三浦議員も出たんですけど、今度JRがなくなって、商工会の観光情報プラザがバスの待合室になるので、そこのトイレの配管とかどうしようかという議論を、我々、吉住会長と一緒にさせてもらったんですけど、その中で、やっぱりエアコンは必要だよねという議論を投げました。まさしくクーリングシェルターということも、商工会の村中局長のほうからの説明があったところでもあります。そこを、バスが来たら分かるようなサインがそこにいることで分かると、いろんな方がそこを活用すると。じゃあどこのエリアがどの施設がクーリングスポットにふさわしいのかという洗い出しをどこかでして、限られた予算をどこに効果的に順番に落していくか、その中にもしかしたら単身のお年寄りの家も入っているかもしれないということだと思います。最後の質問は役場やにぎわいの拠点をクーリングスポットにするという動きが全道のほうで広がっています。今あるところに既に幾つかついていますが、これはその必要性、拡大性を町長はあるような感じで私は受け止めました。また記憶に新しいことで言えば、今年の7月30日にカムチャッカ沖の地震で避難所が40か所、40の市と町で起きてその避難所で体調不良を訴えて9人が熱中症の疑いで病院で入院されましたよね。これも恐らく今はゆめっくるなり町なかにクーリングシェルターがあるけれど、沼田町の全町民二千数百人が、そこに2か所、3か所、4か所に入るということは限らないので、だったら恵比島のコミュニティセンターも必要だよねと。いや恵比島のコミュニティセンターはどこかに統一してほたる館を使っていただこうとか、いろんなところを民間なり行政なりを組み合わせて、二千数百人の沼田町民が全部受け入れるクーリングスポットが沼田町にあるんだよということは、一つの魅力的な情報発信だと思います。そういういったクーリングスポットの必要性と拡大に対して、町長はどのようにお考えか、これを最後

に聞きたいと思います。以上です。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）そもそも避難施設というんですか、その受け入れ人数というのも当然、防災のしおりで全町民にお近くの避難所というものもちゃんと明記して指示も出しているところでありますけど、理想の形は2,700人が皆、災害を受けた際に避難できる環境であること、なおかつ夏はある一定レベルの温度であること。冬は暖かい環境を整えられるかどうかという、そういう部分で何としてもそれに近づける形を取っていくのが我々行政の役目だとは思います。ただ、その全施設に例えればこのエアコンを整備すべきなのかどうかというのはちょっと今後の議論というふうにしていきたいなというふうに思います。定期的に活用されるところと正直たまに使うところというのは、そこら辺はどうかなって私は思うので、そのことも踏まえてこのクーリングシェルターを指定する場所、公共施設もそうですし先ほどから言うように町なかの商店とかにも増やしていく、そんな形が取れることによっていろんな人の動きが出てくるので、それを踏まえて取組を今後検討して改めて提示する場面をつくっていきたいと思います。以上です。

○4番（久保元宏議員）終わります。

○議長（小峯聰議長）続いて議席番号2番、篠原議員。新しい視点での避難所マニュアル見直しについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。新しい視点での避難所マニュアルの見直しをということで質問をさせていただきたいと思いますけども、令和6年の1月に起きた能登半島地震がありましたけれども、それを受けたというふうに私は解釈をしたんですけども、北海道は令和7年3月に避難所運営を行う上で、人道支援の国際的な基準とされているスフィア基準と。この言葉は私も今回初めて聞きましたけれども、それを踏まえた内容に修正した北海道版避難所マニュアルというものを発表しています。その北海道版避難所マニュアルの概要版というのが簡単に見れるんですけども、スフィア基準というのは給水、衛生、食料、居住空間などなどの確保について、人道支援の各分野における具体的な数値を指標として示しているというのだそうです。それで資料の1なんですかけども、これがその北海道版避難所マニュアルという北海道の危機対策課というところが出しているものの、概要版1ページにまとめてあるものなんですかけども、これを見るとこのマニュアルの中には、避難所運営の中で言葉としては書かれていませんけれども、私が日頃男女の性別による役

割の固定というような意味合いで、ジェンダー平等という言葉を使っていますけれども、その視点を取り入れているという部分が見られるということと、それからトイレカーやキッチンカーなどを活用していくと、それから避難所居住スペースの確保の基準が示されているというのが分かります。この資料のアンダーライン棒線を引いたところが、その部分かなというふうに判断して私のほうでこれは追加補足している部分ですけれども。沼田町の避難所マニュアルというものがあります。見たところ令和4年3月版ということになっていて、町のホームページから私ダウンロードしました。見ると60ページ以上になる非常に膨大なマニュアルなんですけれども、令和4年というと古いのか、すぐ最近というのか微妙なところではありますけれども、今回の少なくとも北海道が今年3月に出したこの新しい避難所マニュアルの考え方について、必ずしも全てこの時点で反映されていたとは言えない部分があるのだろうなと。当然その前に作られたものですからそれは当然のことなので、遅れているとかなんとかということでは全くないんですけども。そこで今後のこととして、町として避難所マニュアルの見直しを行っていくんだろうなというふうに思うわけですけれども、いつ頃までにそれを行うのか。できれば早いほうがいいと思いますけれども、その際、重要なのは見直しの際に重視する部分はどこなのかということです。今回この北海道版のマニュアル概要で出されている部分というのは、みんな北海道が今回重視をして出してきているポイントになる部分だと思うんですけども、私のほうでは幾つかその中でも特に気になったところというのを指摘させていただきましたけれども、それについての現時点での町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（横山茂町長） はい。議長。

○議長（小峯聰議長） はい。町長。

○町長（横山茂町長） 篠原議員の御質問にお答えしたいと思います。令和6年に発生した能登半島地震の対応などを受けて改正されました北海道版避難所運営マニュアルにつきましては、北海道の地域特性や冬期条件を踏まえた運用を一体的に見直すことで、避難所の運営品質をさらに高めて、そこに暮らす方の安全、安心を確保することを目的としているというふうに認識しております。改正の趣旨としましては、議員が言われるとおり、被災された方が尊厳ある生活を送るために必要となる最低限の人道支援、いわゆるスフィア基準というものが重視されて、女性や要配慮者の視点、それから避難所の質の向上などについて明記されております。具体的には、トイレやキッチン、それからベッドの設置、避難所運営に係る男性・女性の双方のリーダーの配置、それとトイレカーやキッチンカーの活用など避難所の在り方について、必要な事項についてうたわれているところであります。御質問にはこの改正を受けて町のマニュアルの見直しはいつ行うのかという点ですが、本町としてはこの

道のマニュアルを踏まえて避難所運営マニュアルの見直しを現在進めている最中であります。なお実際に災害が発生した際に我が町が重視しなければならない点としては、やはり豪雪寒冷地帯でありますので、冬の寒い時期に災害が発生した場合の対応ではないかと考えています。緊急時には我が町だけでなく国や北海道、あるいは道内外の自治体とも民間企業などからも支援を受けることができるよう災害協定を締結しておりますが、それを全て頼るのではなく我が町としてどういった対応をすべきなのか、整えていくべきなのかを十分考慮した上で、防災対策を今後も整えていきたいと思いますし、先般16日の日に実施した防災訓練のように北海道警察あるいは消防などの関係機関の協力の下で訓練等を行うことによって、町民の防災意識を高めるための取組も重要であると考えます。さらには、いつもお話ししていますが大災害が発生した場合には、行政職員だけでは立ち行かないことは言うまでもありません。いかにして地域の皆さんや町内会、あるいは企業団体なども含めた地域防災組織の存在が重要と考えられますので、自助・共助の体制づくりに関してより注力すべき課題と捉えながら、この点も踏まえて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）まず今、町長がおっしゃっていただいた部分については、私も当然、例えば冬場の災害などについては大事なことだろうなと。恐らくこの六十数ページにわたる避難所マニュアル、私も細かく読み込んだわけではないんですけども、既に今持っている避難所マニュアルの考え方の中にも当然そういうものは、あと今おっしゃられた最後におっしゃられたその自助、共助の部分です。その部分、町内会の組織の重要性のような部分、これも以前からもうそういう議論って繰り返しされてきていることですし、当然この現行のマニュアルの中にもそういう考えっていうのは、全く抜けているってことではないというふうには理解しているんですけども、今回この新しく出されてきた基準ということに特にとりわけ注目して今回質問させていただいているという趣旨なんすけれども、例えば今町長もおっしゃいましたけど、男女のリーダーということで、この北海道版の避難所マニュアルにも男女共同参画っていう部分のところに、避難所運営リーダーに男性・女性双方配置するというようなことがあります。沼田町の現行のマニュアルでは16ページっていうところに避難所運営委員会っていうのがあって運営委員、運営リーダー、副リーダーなどを置くっていうようなことになっていて、ここには今のところは特に男性とか女性とかっていうことに配慮した記述ってのはないわけで、そこは今回入って盛り込まれていくのかなというふうに期待する部分ではありますけれども、私はここの非常に微妙な記述なんだらうなと思うんですけども、この北海道のマニュアルで

も男性・女性双方のリーダーを置くというふうになっていて、女性ができるだけ多くその中に取り入れていくという配慮が必要だと。これがまずこの先、一歩前進するための出発点なんだろうなとは思いますけれども、目指すところはこのままで行くと例えば今の現行のマニュアルで行くと運営リーダー、責任者のトップでしょうかね。副リーダーと、従来のイメージでここに女性も取り入れるっていうようになると、男性がトップで副リーダーは女性みたいな感覚になってしまいがちなんじゃないかなという懸念が若干でも私は持っていて、そうじゃなくてトップとか副とかじゃなくて男性のリーダーと女性のリーダーを必ず置くということが必要なんだろうなと、同じ人数です入れていくと。これからはやっぱりそういう配慮なんだろうなっていうふうにこの避難所のことに限らず、いろんな場面においてそういう配慮が必要になってくるんだろうと。以前、防災委員会の組織の中に女性の委員がいないというような話をさせていただいたことがあったかと思うんですけども、そのような部分も同じかなと。やはりいろんな部分で女性の声がすくい上げやすいというために男性と女性の両方同じ人数、どっちが上でどっちが下でということではなくてという配慮がやっぱり必要になってくるんだろうなというふうに考えています。この部分ではまだ道のマニュアルについても不十分、若干まだ不足しているのかなというふうに感じている部分です。それともう一つ、特に町長おっしゃられた冬の災害とかっていう場面になると食事のことです。温かい食事というのがやっぱり能登の災害の場面なんかを見ても、温かい食事というのがすごくうれしかったというふうにされていましたけども、それでその部分今のマニュアルどうなっているかというとボランティアによる炊き出しや給食センターの活用というふうに書かれていたんです。これは令和4年の時点でもう既に給食センターはなかったと思うんですけど、そういう文言を言って揚げ足を取っているようなそんなつもりは全くなくて、そういう施設を利用して温かい料理を炊き出しを行うという意味に解釈すればいいことなんだろうなと。例えば役場でもふれあいの調理室だとか活性化センターにも調理室がありますし、いろんなところに調理できる施設がありますので、そういうものを活用していくということに読み替えればいいんだろうなと思うんですが、道の改定版を見たときにトイレカーやキッチンカーの車両活用、これは新しいところなんだろうなと思うんですけど、すばらしいことに沼田町には既にトイレカーが配備されていますので、ここは北海道の中でも非常に沼田町の先進的な取組をしているんだと思うんですけども、キッチンカーというのも、やっぱり今風な表現というか、活用だなというふうに思ったわけですが、例えば沼田町内でもキッチンカーを所有している業者の方というか、事業者の方がいらっしゃるかなと思うんですけども、いろんなイベントのところで出向いていってお料理を提供しているというような活動をされていると思いますけれども、そういう方たちと連携というか協定を結んで、災害

のときには協力していただくというような、調理室のない避難所なんかにはキッチンカーが出向いて行って、機動的に温かい食事を提供できるということにもなると思うので、道のこのマニュアルを取り入れていくとすれば、沼田町でも、ぜひその部分もやっていけるのかなと。まだまだほかにもあると思いますけれども、たくさんやっても大変なので、私、今この2点ぐらいが非常に注目していたところなんですけれども、その点について改めて重ねてお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）具体的な回答というか、そこは内部で協議していませんのであれですけれども、そういう御意見もいただいた上で総合的に検討した上で我が町のマニュアル作成の整理をしていきたいと思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。じゃあぜひ早急に見直しを行っていただきたいということでここは終わりたいと思います。

○議長（小峯聰議長）ここで議長より、終了時間の延長について宣言いたします。本日の会議は一般質問が終了するまで延長したいと思います。ここで暫時休憩といたします。再開は午後6時といたします。議員の皆さんには、全員協議会を開きますので、4時10分に議員控室にお集まりください。

午後 3時59分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長（小峯聰議長）再開いたします。続けて一般質問を行います。議席番号7番、長野議員。いつまでも幸せに暮らせる除雪対策をについて質問してください。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。いつまでも幸せに暮らせる除雪対策をということで質問いたします。本町の除雪体制は迅速、丁寧であり毎冬感謝しております。しかし豪雪地帯のこの沼田町、いつまでも幸せに暮らせるまちづくりではどのように冬を乗り越えていくかが大きな課題といえます。特に高齢者の皆さんには諸物価の高騰、体力の衰えと向き合いながら今年は大丈夫だろうか、不安を抱えて冬を迎えるとしています。これまで沼田町を支えてきた高齢者の皆さんの冬の暮らしを守り、笑って春を迎えることのできる、いつまでも幸せに暮らせる除雪対策をどのように進めていくのか。町長は3月定例会において、高齢者に優しい除雪対策は町としても大きな課題として認識しており町民、町内会、行政が除雪に関するお互いの認識を共有してそれぞれの役割分担を明確にしながら町民参加の拡充を図る検討も必要、と回答されました。高齢者にとっていつまでも幸せに暮らせる町とは、今が幸せだと

言えることだと思います。その後の進捗状況と次の提案について、町長の考えを聞きたい。まず、除雪体制の町民参加の拡充を。1つ目として町民参加の進捗状況はどのように進んでいて、いつまでをめどに高齢者の皆さんに示すことができるのでしょうか。2つ目、除雪の一翼を担うシルバー人材の人手不足、高齢化というのを聞いております。解消策としてシルバー層に限定することなく、町内の眠れる人材活用策として仮称間口除雪レンジャーとして創設と募集に着手し、初年度は需要と供給のバランスを踏まえ、できるところから進めてはどうでしょうか。2つ目として、後期高齢者への燃料費の一部助成を、75歳これは後期高齢者ということで線引きして、除雪機保有の方がいらっしゃいます。燃料費の一部助成、自主申請ということでいかがでしょうか。町長の考え方をお聞きしたい。

○町長（横山茂町長） はい。議長。

○議長（小峯聰議長） はい。町長。

○町長（横山茂町長） 長野議員の質問にお答えをしたいと思います。まずは1点目でありますけれども、御提案、御質問にありましたように本町において除雪対策は、高齢者を含め全町民がいつまでも暮らせるまちづくりを進める上で大きな課題であるというふうに思います。現在、本町における除雪は請負業者、それから沼田町社会福祉協議会が運営いたしますシルバー人材センターにより、経済的負担の軽減を図りながら安心して生活できるよう支援しているところであります。シルバー人材の人手不足解消についてでありますが、現シルバー人材センターの登録者数が13名おりまして、そのうち除雪に携わる方が5名というふうに確認をしております。（「5名ですか」の声あり）5名であります。シルバー人材センターの登録者についてでありますが、これは高齢者のみの登録というイメージが強いですが、御質問にあるように社会人であれば誰でも登録ができるようになっています。このことが町民にも理解されていない部分はあるかと思いますので、今後は社会福祉協議会との協議の上でシルバー人材センターの名称の変更も含めて、募集に対するPR告知なども町も一丸となって扱い手の確保につなげるために協力体制を整えながら、持続可能な除雪体制を図れるよう進めてまいりたいというふうに思います。また、除雪が困難な世帯の方の把握、それから除雪を必要とする方々のより具体的な支援内容を高齢者等見守りサポート事業であります、はあとふる沼田を通じて調査に努めながら除雪サービスの利用、それから頻度などを把握の上、今後の対策を講じてまいりたいというふうに考えております。今申し上げたことに関しては、できることから始めたいというふうに考えておりますが、めどとしては今年度中に実施する方向で、各関係団体と調整を図りながら、報告できることは、隨時お伝えしていきたいというふうに思っております。なお、新たな扱い手確保策についてでありますが、現状では明確な答弁をまだ申し上げられませんが、新たな国の制度を活用しながら、年間を通じて雇用確保する

ことができる制度がありますので、活用できるのか検討してみる価値が十分にあるというふうに思いますので、これは並行して、可能性について検討を進めてまいりたいというふうに思っています。それから2点目ですが、後期高齢者への燃料費の一部助成に関してであります。これに関するところは、やはり除雪における痛ましい事故も過去に発生していることから、後期高齢者の皆様へは、質問1で回答したように除雪に対する公助、あるいは共助の支援体制、いわゆる役割分担を構築しながら、少しでも不安、負担が伴わない除雪体制の構築を図るための検討を進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解を願いたいと思います。質問にあります個人所有機械の燃料支援ということですが、仮に個人所有機械を活用した除雪隊なるものを、任意団体、法人問わず結成して行った場合を想定したときに、現状の除雪請負業者との兼ね合いなども、いろいろと弊害も考えられますので、行政側の個人への燃料支援は難しいかと私は思います。そのようなことも御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）なかなか難しい部分もたくさん抱えているということで、除雪の支援内容ですが、今年度中に進めていきたいというところは、よかったですなどというふうに思っております。また、シルバー人材センターという名前がついているので、私もてっきり、そのシルバーの年齢の方たちだけかなというふうに思っておりました。それから、そもそもシルバーの年齢の方たちも、自分がシルバーだというふうに余り思っていないくて、そこに自分を生かしていくという考えになかなか立っていない部分もありまして、名称を変えて広く募集するという、町長からはそういうお話がありましたので、それはすごくいいなというふうに思うんです。その期間だけでも、今まで眠っている人材というと、沼田町にも本当に眠っている方たちの力がありますので、そこをうまく使うきっかけになるのではないかと思いますので、間口除雪レンジャーという名称については、仮称ではありますけれども、冬の間だけでも、ここで力を生かす、そしてそのことで助かる人がいるということで、一石二鳥の仕組みになるのではないかと思いますので、この辺は、先ほど町長が言られた部分です。今後も積極的に進めていただきたいと思います。そして、今年度中に進めたいということで、なかなか制度をしっかりと完成させてスタートさせたいという、公共機関のそういう考え方もあるうと思うんですけども、私はちょっと違う考えを持っていて、まず全体に大きく着眼して、手をつけるところは、もう小さいところから手をつけると。

「着眼大局 着手小局」という言葉があるので、これを除雪のニーズ、それから眠っている力を使うという点では、この方向でどんどん進めていただきたいと思います。あと、お年寄りの方について、公助・共助の支援をということで、この辺がな

なかなか難しい部分だと思うんですけども、もう一步掘り下げる、町長、どのようにお考えになっているか聞きたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）福祉的に言えば、やっぱり困っている方には行政としても対応していくべき課題でありますので、そのことについては、現状のサービスの中でも対応できているんじゃないかなというふうには思いますが、ただ、除雪に関しては、非常にいろいろなシビアな問題というか、より慎重に対応していくことが必要なのかなというふうに、今までの、その経験から私は思いますので、いろんな形を模索しつつ、どういう形が持続可能な環境をつくれるかということも含めて、それいろいろと知恵を出し合いながら検討していきたいというふうに思います。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聰議長）長野議員。

○7番（長野時敏議員）なかなか難しい部分があるというのは分かります。美唄市の間口除雪の事例ということで、北海道新聞に出ていたのは、ここにありますように、70歳以上かつ要介護・要支援認定を受けている方で構成する世帯などに限定し、申請の上、3万円から4万4,000円を自己負担すると。これにより、デイサービスやタクシー利用時に自宅前に車を停車でき、最短での乗り降りが可能になるというようなことが出ていますので、これについては、対象の方のアンケートを取ったり、それから、実際に雪が降る前に自宅に行って、間口除雪が可能なのか、その敷地内に雪を落つける場があるのかないのか、そのような審査を10月中に行って、そしてスタートするというようなことも聞いております。ですから、難しいというのは分かるんですけども、具体的に情報を集めながら、できるところからやるというところを、本当に町長のおっしゃる言葉が、ちょっと私には、ぼんやりというか抽象的に聞こえてきますので、具体的に何から進めて、まずニーズを把握して、そして、それが可能なのかどうなのか、それから、そのニーズに対応する除雪レンジャーも募集して、そのニーズと需要と供給が合うのかという部分も調査しながらやることで、一人でも、一件でもそういう事例が成立して、それが次年度以降に広がっていけばいいと考えていますが、町長、具体的という部分で、私が今、言ったことに対してどのようにお考えでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）現状の制度の中で、例えば対応ができないというふうな話をされているということですか、御質問の趣旨は。

○7番（長野時敏議員）じゃあ、答えます。真冬のあの時期に、独居老人の方で、一

人で重い雪の塊を、よいしょ、よいしょしようとしていたり、本当に知り合いの方であれば、手伝ってあげるよということで手伝ったりなんかはするんですけども、そういうことを、さっとやれるような仕組みだとか、一冬契約して、電話かければ、ぱっと行くだとか、そういう仕組みだとか、そういうものが広がって、一人でも、一件でもそういうものにつながれば、それから、今までお家にいて、特に仕事がないような方もいたりして、そういう方が生きる場面にもつながるのではないかということで、需要と供給のアンケートなり調査をして、一件でも、一人でもそういうものが前に進んだらどうでしょうかということを、町長にお聞きしたつもりだったんですが。

○町長（横山茂町長）それぞれ皆様方の環境は、多分違うとは思いますし、例えば朝9時までに来てくれなかつたら問題だとかっていうふうになれば、それは、行く方々の時間割もあるでしょうし、雪の量の多さにもよるだろうし、そのことは、いろいろとその状況の中で頑張ってやってくれているというふうに思いますので、僕が言いたいのは、その手を挙げてでも除雪のサービスを受けられないというそういう人がいるっていうのであれば、それは当然すぐ改善すべきだと思うし、そうでなければ、私が先ほど言うように、いろんな状況を調査をして、その中で、私が例えれば対象者だとしたら、1日に1回じゃなくてもいいっていうふうな方も中にはいるだろうし、やはり毎日でないと支障が出るだとか、そういういろんなケースがあるので、その状況を加味した上で調査をし、ニーズ量を把握した上で対策を考えていきたいというふうに申し上げたんですが、いかがですか。

○7番（長野時敏議員）分かりました。終わります。

○議長（小峯聰議長）続いて、議席番号5番、三浦議員。青少年スポーツ文化振興基金の周知と活用強化で頑張る沼田っ子サポートの充実について質問してください。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）5番、三浦です。青少年スポーツ文化振興基金の周知と活用強化で頑張る沼田っ子サポートの充実をということで質問させていただきます。先ほど、午前中の三浦教育長の教育行政報告にもありましたように、今年度も沼田町の子供たちが様々なスポーツや文化系の大会などに出場し、すばらしい成績を収め、全道大会や全国大会、また、それに準じた大会に進み、そして世界大会へも進出し、輝かしい成果を収めております。沼田町では、大会出場費や旅費を青少年スポーツ文化振興基金から、出場者、選手またはチーム団体に対して、高校生は報奨金として、小中学生には旅費等の2分の1の金額を助成しています。この基金は、頑張っている沼田っ子を応援するための寄附で成り立っていますが、現状は周知不足のため、多くの

町民に十分認識されておりません。近年は、ふるさと納税を多くの方が利用しており、寄附への関心も高まっております。沼田町へも、昨年度は約7万件の方々から寄附を頂いております。町民の皆さんも、ふるさと納税に申し込み、沼田町以外の市や町に寄附する中で、沼田町内の頑張っている子供たちを応援したい、寄附をしたいと思ってくださる町民の方も多いと思います。そこで、この青少年スポーツ文化振興基金の分かりやすい寄附窓口と、低額からでも個人の方でも寄附ができる周知を強化するには、町民が身近に知り参加しやすい仕組みをつくることが効果的と考えます。広報紙や町のホームページ、SNSを活用した情報発信に加えて、町内イベントやスポーツ大会での基金の紹介、また、公共施設への募金チラシや募金箱の設置など、日常的に目に触れる機会を増やし、広告、宣伝することが必要です。また、寄附金の使い道や成果を情報として発信し、寄附者への感謝を形にすることで、町全体に基金への理解と共感が広がり、持続的な子供たちへの応援につながると思います。この青少年スポーツ文化振興基金のさらなる周知と活用で、知らなかつた基金から、町の誇りとしてみんなが関わる基金へと育てていただきたいと考えております。そこで、教育長に伺います。1つ目として、青少年スポーツ文化振興基金の設立当初からの寄附の件数と金額、また、直近2年間の助成額と現在の残高をお知らせください。2つ目、今後、寄附額の増加により、栄養費などの助成項目の拡大、また助成比率の増加への移行をお聞かせください。よろしくお願いします。

○教育長（三浦剛教育長）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは、答弁させていただきますけれども、まず、今回の教育行政報告のとおり、スポーツ文化における沼田っ子の活躍には目を見張るものがありまして、多くの町民、それから応援している皆様に感動を与えてくれると思っております。沼田町青少年スポーツ文化振興基金は、平成19年に個人から頂いた寄附金100万円を原資に、頂いた方の御意向に沿って創設しました。その後、毎年、利子を積み立てながら、助成の都度、基金を取り崩してきましたが、平成30年に基金が枯渇したことから、令和元年に一般財源にて300万円を基金に積んでおります。平成19年当初以降で受けた寄附につきましては、解散したサークル団体から令和6年度に受けたのみとなっておりまして、これまでの寄附、採納額、合計額なんですが、2件で116万9,995円です。直近2年間の助成につきましては、昨年、令和6年度につきましては15件、105万6,330円です。一昨年、令和5年度ですが、こちらが11件、34万11円です。令和6年度末現在の残高で、232万2,483円となっております。今後、御質問いただいた、御提案というか、いただいたことも受けまして、町民から御寄附を頂けるよう、周知に向けて検討してまいりたいと考えております。寄附の受け方といいたしまして、大きく3つあるのかなという

ふうに考えております。1つは、直接基金に、この青少年スポーツ文化振興基金のほうに指定寄附金として受ける形です。それから2つ目につきましては、返礼品のないふるさと納税の形で受けるという方法。3つ目は、町外の企業を想定していますが、企業版ふるさと納税のような形で受ける形です。基金につきましては、教育委員会にも様々ございますし、教育委員会では学校教育振興基金や、スコーレ基金などがあります。また、ふるさと納税では、各種事業や特定の使途を選択することができますが、今現在、その中に青少年のスポーツ文化に限定した選択肢はありませんので、御寄附いただきました方の御意向に沿った基金に特定できる形で、税金の寄附金控除の仕組みも含めて、分かりやすく周知できるよう検討してまいりたいと考えております。また、寄附いただいた方の公表の仕方につきましても、併せて検討してまいります。次、2つの質問でございますが、大会の出場に当たっては、なかなか全額の助成という形にはならないかと思いますが、栄養費などの助成項目の拡大につきましては、今、広域で一緒に取り組んでおります北空知の各市町の状況なども踏まえまして、検討してまいりたいというふうに考えております。現状の助成内容は、管内の市町と比較して見劣りする内容にはなっていないと感じておりますが、今後、部活動の地域への展開にも対応しながら、北空知管内の合同部活動もますます対象となる中学校が増えてくるかと思います。それらも踏まえまして、北空知で統一化した支援や運営の在り方につきましても、今後継続して検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）先ほど、今ほど寄附の額とその残高と、詳しいことを聞かせていただきまして、そしてまた、これから集めてくださる、周知をしてくださる方法や内容についても、具体的な例を挙げていただきまして、すぐにでも寄附の始められるような形を取ってくださるんだなということで分かりました。ありがとうございます。そして、今やはり、ちょっと思いますけれども、寄附の年数がたっているにも関わらず、やはり周知されていないのか、寄附件数ももちろん少ないのでし、金額も少ないとということで、一般財源からの繰入れもあったようですから、今後、やはりその周知を徹底していただいて、寄附額も増やしていただくということで、その寄附額が増えたとともに、やはりそういう、いろんな他町村との関わりもありますけれども、見劣りのないようにということで、栄養費など、また項目も増やしていただいて出していただきたいと思いますが、もう一つ、もし寄附額が上がりましたら、やはり、最近物価高騰もあり、宿泊を伴う遠征となりますと、ホテル代も大変高額とかになっておりますので、やっぱり先ほどの具体例のとおりに、早急にこの基金の周知と広告を強化していただきまして、寄附額を増やして、保護者の方への経費軽減のために

も、この旅費の3分の2までは助成できるようにしていただきたいと考えますけれども、教育長はどのように考えておりますか。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）まず、昨今の物価高騰に伴いまして、特に遠征に係る宿泊費用、確かにこの辺は値上がりしているところかと思います。そういう部分は状況を見据えまして、ちょっと内容を改めて検討させていただきたいと思います。あと、今、先ほど北空知の状況と、ある程度の足並みをそろえてというお話をさせていただきました。部活動の支援の形という部分につきましては、この遠征に係る費用の助成という部分ももちろんあるかと思うんですが、日々の部活動に対する支援の在り方につきましても、それぞれの市、町での在り方や考え方というのが若干の違いがあつたりしております。そういう部分も踏まえまして、各沼田町としてどういった形が望ましいのかということを、そういう全体的な支援の在り方も十分に状況を見ながら、対応のほうは考えていきたいなというふうに考えております。以上であります。

○5番（三浦実希議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。三浦議員。

○5番（三浦実希議員）大変分かりやすく具体的に答えていただきまして、ありがとうございました。これで終わりります。

○議長（小峯聰議長）続いて、議席番号2番、篠原議員。国が動いた今こそ補助教材及び学用品に係る保護者負担の軽減について質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。国が動いた今こそということで、以前、この件については、令和6年の第1回定例会のときに、最初に同様の趣旨で質問をさせていただきましたけれども、今回、小中学校における補助教材、実習費、行事の費用、それらについて保護者負担が引き続き非常に増加していると。それが少子化を加速させる一因になっているということを、昨年、指摘させていただきましたけれども、そのときに、やはり、まだ個人が使用する部分のものについて公費で支援を行うということについては、まだその考えは持っていないということで、教育長のほうから回答があったところです。それに加えて、今後、社会情勢の変化などがあれば、前向きに検討をしていくという回答も付け加えていただいています。それで、状況が若干変わってきたのかなと思うのが、現在変わっていない部分としては、依然として異常な物価高が続いているわけですけれども、当然、昨年の質問を行った時点から比べて

も、さらに町民の、特に小中学生の児童生徒を育てている御家庭については、負担が重くなっているという状況が想像できるわけですけれども、そのような状況がありますので、今回、文部科学省が、本年6月に学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減についてという通知を出しています。資料の1についているものが、その通知の一部抜粋したものですが、その中で、資料の2に記載してありますけれども、算数セット、ここでは彫刻刀、裁縫セット等ということになってますけれども、これらのものについて、具体的にこういう教材名を上げて、これを学校備品として整備して、学校のほうで持っているということを行うことによって、保護者の負担軽減を図っている事例があるというふうに紹介されているようです。この資料でも最後のほうに記載がありますけれども、それらを自治体が整備できるよう、所要の地方財政措置を講じているところですという文言があります。このように、引き続き異常な物価高騰が続いている中で、国がこのような動きを新たに取っているということ、そしてそれを考えて、沼田町においても、いま一度改めて保護者の教育費負担軽減について検討を行ってもいいのではないかというふうに思ったわけですけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）篠原議員の御質問についてお答えさせていただきます。前回の答弁とかぶる部分もあるかもしれません、その点、御了承いただきたいと思いますが、憲法26条及び教育基本法第4条におきまして、義務教育は無償とされておりまして、法律上、授業料がないことが義務教育無償の根幹であります。この趣旨を具体化するものとして、教科書の無償配付が国の制度で行われております。しかし、教科書以外の補助教材や学用品につきましては、全国的に見ましても多くの自治体におきまして、依然として保護者負担になっているところが現状としてあることかと思います。これにつきましては、1974年の義務教育における公費・私費の区分という通知に基づきまして、そのような取扱いになっていることが大きいのかなというふうに感じております。補助教材に係る保護者の負担軽減につきましては、議員、御指摘のとおり、文部科学省の通知におきまして、教材を学校備品として整備する場合には、地方再生措置を講じる旨が記されております。補助教材を学校で一括購入し貸与する形にすれば、保護者の負担は軽減できるという仕組みでありますが、本町におきましても、この通知の趣旨を踏まえまして、現在、保護者の皆様に御負担いただいている補助教材のうち、学校備品の整備指針に照らし合わせて該当するものにつきましては、町費により負担していく方向で検討を進めてまいりたいと考えております。ただ、現状といたしまして、保護者の皆様に御負担いただいております補助教材の多くは、児童生徒が個人で使用するドリルやワークブック、学習ノートなど

の消耗品が主となっております。児童生徒個人の所有物として、これらが扱われている状況であります。これらについては、整備指針で示される学校備品に該当しないものとなっております。一方で、文部科学省が示しております学校備品整備方針に照らしますと、授業の中で共用し繰り返し使用できる教材や機器類については、学校備品として整備可能とされており、該当するものがあるかどうか、学校と協議しながら精査し、必要に応じて町費による整備へと切り替えていく方針で検討を進めたいと考えております。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）篠原議員。

○2番（篠原暁議員）当然そのようなことで、備品として整備して、それをその都度貸し出して使えるものについては、学校で整備できるということになるのかなと思いますので、それはぜひ、努めていただきたいと思いますが、個人で消費してしまうものについては、確かに、なかなか難しいのかなという部分は理解するところです。そのほか、実際に学校の現場でいろいろ詳しく調べてみると、今、教育長もおっしゃられたように、整備指針に沿ったものもあるでしょうし、または実際には調べてみれば、まだ可能なものもあるかもしれませんので、その辺、学校の現場の実態をもう一度調査するということは、これからも行われるのかということと、あと、学校もそうなんですかけれども、保護者、今回恐らくこういうことが国のほうからも出てきて、町としても、共通教材の部分については保護者負担を減らすことができるということも、まだまだ十分知られていないところもあるのかなと思うんですけども、そういうことも周知していく中で、保護者のほうからも、であればもしかしたらこういうのも学校のほうで用意してもらえるんだったら助かるんですけどというような声があるかもしれませんよね。だから、保護者の声も実際に聞く場面というのも、あってもいいのかなとは思うんですけども、そのようなこともお考えになられるかということをお聞きしたいと思います。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）まず今、学校の教材です。この整備、備品の整備、学校備品の整備方針に照らし合わせまして、いま一度対象となる教材や機器類につきまして、洗い出しにつきましては、調査を進めたいというふうに考えております。また、対保護者に対しましては、こういった備品を学校のほうで準備するということになりましたら、またそれは、保護者のほうにも当然お知らせしなければならないことでしょうし、その際に保護者からの、そういった問合せや対応につきましては、対応していきたいというふうに考えております。ただ、繰り返しの説明になりますが、あくまでも、このやっぱり学校備品の整備方針、これにのっとった形でのものが備品とし

て取り扱われまして、それに対しての財政措置が行われるという、ここの点につきましては、お間違いないように伝えていかなければ、御理解いただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聰議長）篠原議員。

○2番（篠原暁議員）今、その国の財政措置ということなので、それに沿ってという形になるというふうに思うんですけれども、例えば保護者の希望でこういうものも、どうしても入れてほしいと、ただそれは、国の指針の中にはないと。そうなると、当然自主財源というようなことも出てくるのかもしれませんけれども、そういうことの検討というのはあり得るのかどうか、最後にもう一つ。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聰議長）はい。教育長。

○教育長（三浦剛教育長）まず、この取扱いの考え方は、やっぱり根幹にあるのは、冒頭で私が説明させていただきました義務教育における公費・私費の区分、この通知がやっぱり根幹にあるというふうに考えております。この上で、学校の備品の整備の在り方につきましての指針が示されまして、それに対する整備に関しては、今現在、私費として扱われている備品がもあるとすれば、それは財政措置によりまして対応しますというのが、文科省の通知の趣旨かなというふうに捉えておりますので、その点は御理解いただけたらなというふうに考えております。

○2番（篠原暁議員）終わります。

○議長（小峯聰議長）これをもちまして、一般質問を終了いたします。

（散会宣言）

○議長（小峯聰議長）以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 6時45分 散会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

署名議員

署名議員